「地方分権改革推進法」に関する緊急提言

平成18年10月

福井県自治体代表者会議

「地方分権改革推進法」に関する緊急提言

平成5年来の地方分権改革は「未完の改革」にとどまっており、我々は新たな推進法の必要性を主張してきた。そうした中、「地方分権改革推進法」については閣議決定されたが、今後、地方自治の充実に向けた、真の地方分権改革を推進するため、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新たな地方分権改革に1日も早く着手するため、速やかに「地方分権改革推進法」を制定すること。
- 2 地方分権改革推進委員会の委員の選任に当たっては、地方の代表者を含めること。

また、地方分権改革推進計画については、検討の段階から地方の参画のもとに作成すること。

3 権限の移譲と同時に、国と地方の税制を抜本的に見直し、地方税財源の充実確保を行うこと。その際、地方間の税源格差の是正を図ること。

また、地方交付税については、地方固有の財源であることを明らかにするため、「地方共有税(仮称)」制度に改めること。

平成18年10月27日

福井県自治体代表者会議

福井県知事	西川	一誠
福井県議会議長	屋敷	勇
福井県市長会会長	坂川	優
福井県市議会議長会会長	山口	清盛
福井県町村会会長	今井	理一
福井県町村議会議長会会長	渡辺	恵